

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（令和4年3月22日門真市条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議に関する事務